

(※別紙 2)

返金制度

- 1， 特定技能外国人の紹介料金について返金制度が設けられています。
- 2， 2 か月の使用期間制度が設けられています。（各企業の就業規則に基づく）
- 3， 倒産や雇止めなど企業都合による解雇等による場合は返金制度は適用されない
- 4， 病気、怪我により就業が困難な場合は除く。しかし持続的に長引く場合は別の人材を紹介する事が出来る
注）紹介手数料は発生しないが事務手数料が発生します。

返金制度表

就職日1日～2か月（試用期間）	100% ※ 1
2か月～6か月	50% ※ 2

注）※ 1， ※ 2 とも事務手数料5万円は返金されないものとする。返金時は事務手数料を相殺した金額を返金するものとする。

試用期間の取り扱いについて

- 注）※試用期間では甲と求職者、乙の話し合いにより業務改善等の指導などを重ね双方が納得いく形での採用、不採用の決定を行うものとする。必ず、話し合いの場を持つこと、会社都合でないことを説明すること。
- 注）※また、試用期間での不採用の場合は必ず代替えに人員を手配し、求人は継続して行うこととする。
この場合事務手数料新たにかかることとなります。

